



◆冬休みも「子ども食堂」が
つばた「そば打ちを見学し、
年越しそばを食べよう！」

毎月第2・4(木)に開催中の
認知症カフェ「カフェかきつ
ばた」。夏休みに好評を博し
た子ども食堂を、冬休みも開
催します。今回はボランティア
ア団体「かるがも蕎麦の会」
の協力で、そば打ちを見学。
打ちたての新鮮そばを頂きます。
大網ロータリークラブの協賛
により、市内の小中学生は無
料です。地域の皆さんで楽し
いひとときを過ごしませんか。
ご来店お待ちしております。



▲そば打ちの様子も見学できます！

川172616
▼参加費 市内在住の中学生
以下は無料(大人500円)
申・團(社)福 翡翠会事務局
0475(72)9806
(平日10時~16時)

◆ハマボウフウ特産品化プロジ
エクトの活動をしています！

海浜植物のハマボウフウを
栽培して大網白里市の特産品
を目指すハマボウフウ特産品

化プロジェクトの活動をして
います。ホームページでは、
私たちの活動内容をわかりや
すく掲載しています。ぜひご
覧ください。大網ハマボウフ
ウで検索してください。特産
品化ホームページQRコード
はこちらです。



▲特産品化
ホームページ

露地物のハマボウフウに代
わり、ハウス物を食材として
協力店に納品し、オリジナル
メニューとして提供していま
す。露地物に負けない香りと
味をお楽しみください。お店
のPR動画もYouTube
にて公開しています。

市内飲食店で食材として取
り扱っていただける協力店を
募集しています。また、市内
在住の方で食材としてのハマ

ねんきんナビ

「年金額を増額できます～付加年金～」

付加年金とは、一般保険料に月400円をプラスして納めると、老齢基礎年
金の受給額を増額できる制度です。

※一般保険料 月額16,340円(平成30年度)

◆付加保険料(400円)を納めた場合の年金受給上乗せ額は
「200円×付加保険料納付月数」です

ー計算例ー

10年間(120月)付加保険料を納めた場合

【納付額】400円×付加保険料納付月数
400円×10年(120月)=48,000円

【受給上乗せ額】200円×付加保険料納付月数
年額:200円×10年(120月)=24,000円

1年目:24,000円

2年目:24,000円(計48,000円)

3年目:24,000円(計72,000円)

納付した保険料と
2年間で同額に
なるのでお得です！

▶加入できる方=第1号被保険者(学生、自営業の方等)

※国民年金基金に加入している方や保険料の免除を受けている方は、付加年
金に加入することはできません。

▶申請方法=届出用紙に必要事項を記入のうえ、市役所または年金事務所
に提出してください。

問千葉年金事務所 ☎043(242)6320

市民課高齢者医療年金班 ☎0475(70)0336

ボウフウ栽培に関心がある方
栽培畑での作業にご協力いた
だける方も募集中です。加工
品開発にもご興味のある方
は、ご連絡ください。

※当団体は白里海岸での環境

の整備と、自生する海浜植
物ハマボウフウの保護・再
生活動も行っています。

問街資源再興プロジェクト事
務局(まちサポ)

0475(72)8278

保険証の適正利用をお願いします

◆医療機関等を受診する際は、
保険証を正しく提示しましょう

医療機関等は医療費の請求
先を保険証で確認しています。
保険証の確認は通常、月に一
度しか求められませんが、月
の途中で社会保険に変わった
場合、必ず新しい保険証を提
示してください。

◆国民健康保険の届出はす
みやかに！

社会保険に加入した場合で
も、国保を抜ける手続きは自
動的には行われません。14日
以内に市民課または白里出張
所に届け出の上、保険証を返
却してください。

◆保険証は資格喪失(社会保
険加入の場合)は加入日、市外へ
の転出の場合は転出日、以降は
無効となり、使用できません

社会保険の加入日や転出日
以降に国民健康保険の保険証
を使用して受診した場合、市
が医療機関等へ支払った医療
費を、返還していただくこと
があります。万が一、無効な
保険証で受診した場合は、受
診した医療機関等へ連絡して
ください。

◆本人確認資料
・加入した健康保険の保険証
・該当者全員分のマイナンバ
ーがわかるもの
・本人確認資料
▼手続きできる方 本人もし
くは同一世帯の方
問市民課国保班
0475(70)0334

なお、社会保険加入後、保
険証交付前に受診する際の対
応は、加入した社会保険へ問
い合わせください。



第3子以降に10万円を支給 出産子育て支援事業

▼支給対象 第3子以降の子
(出生により本市の住民基本
台帳に記録された後、引き続
き本市に住所を有する方)の
父母で、次の要件を全て満た
している方
・支給対象児を養育している

こと
・本市に住所を有してから1
年以上経過していること
※本市に住所を有してから1
年以上経過していない方は、
1年が経過してから3か月
以内に申請してください。

後期高齢者医療制度・ 国民健康保険の葬祭費

後期高齢者医療制度および
国民健康保険の被保険者が亡
くなった場合、市民課窓口で
手続きを行うことで、葬儀を
行った喪主の方へ葬祭費とし
て5万円が支給されます。

・喪主の方が確認できる書類
(会葬礼状および葬儀の領収
書等)
・喪主の方の口座番号がわか
るもの
・喪主の方の印かん(朱肉を
使用するもの)
※後期高齢者医療制度のみ。

・申請者または代理人の本人
確認ができるもの(運転免許
証、パスポート等)
申・問市民課国保班
0475(70)0334
市民課高齢者医療年金班
0475(70)0336

12月は児童扶養手当の支払期

現況届を提出し認定された方および平成30年7
月から10月末までに申請をされた方は、12月11日
(火)に市から4か月分(平成30年8月分~11月分)が
指定口座に振り込まれますので、児童扶養手当証
書に記載してあります金融機関の口座にてご確認
ください。

●支給額

児童数	区分	平成30年4月現在 (1か月あたり)
1人	全部支給	42,500円
	一部支給	42,490円~ 10,030円
2人		10,040円~ 5,020円
3人以上		1人増加するごとに 6,020円~ 3,010円を加算

申・問子育て支援課児童家庭班
0475(70)0331

第2保育所で 津波避難訓練を実施

10月26日に第2保育所
の0歳児~5歳児までの
園児88人と保育所職員で
津波避難訓練を実施しま
した。日ごろの避難訓練
の成果と、保護者が交差
点に立つなど安全確保の
面での協力もあり、園児た
ちは落ち着いた様子で白里小学校の校舎屋上までの1kmにもおよぶ
道のりを、防災頭巾を被り一生懸命歩いて避難する事ができました。



今後も園児の安全と防災意識を高める為に、避難訓練を実施します。

問子育て支援課保育班 ☎0475(70)0347